

議員提出議案第25号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成26年12月15日

提出者

6番	米川 大二郎	22番	大高 拓
24番	平田 みつよし	25番	筒井 たかひさ
29番	上村 やす子	30番	三小田 准一
31番	中村 しんご	32番	荒井 彰一
33番	上原 ゆみえ	34番	出口 よしゆき
35番	安西 俊一	39番	米山 真吾

飾区議会議長 秋家 聡 明 殿

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

少子高齢化に象徴される我が国の社会構造の大きな変化は、労働環境にも同様な変化をもたらしており、こうした中で「協同労働の協同組合」は新しい働き方として注目されている。

「協同労働の協同組合」とは、働く機会を待つだけでなく、「仕事を創出したい」「働き続けたい」と願う人々が集まり、協同で出資し、経営に参画し、共に働くことで人と人のつながりを育みながら社会に貢献することを目的としている。

こうした取り組みは、現行の企業経営や労働形態の枠を超え、「人間らしく働き、生きる」ことを模索するものであり、多様な働き方や働きやすい職場の提供という意味においても、また、若者、女性及び高齢者の就労実現の場としても期待されている。

すでに、欧米では労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）に関する法制度が整備されているが、我が国においては「協同労働の協同組合」は法的根拠を有しないことから、社会的理解や普及が不十分であるほか、団体として入札・契約ができない、社会保険の適用が受けられないなどの不安定な運営を強いられているのが現状である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、誰もが仕事を通じて安心と豊かさを実感でき

る地域社会の形成に貢献できるようにするとともに、様々な人々に対する社会参加・就労実現の道を拓くための制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。